21 間接国税犯則事件

(2) 通告処分及び履行状況

						酒	税					
	X		分		免	午 者	非 身	色許者		計		
					酒類等製造者	酒類販売業者	チ	2		ĦΙ		
					件	件		件			件	
要件	前年度か	らの繰	越履行	未済	_	_		_			_	
履	通 挡	<u> </u>	処	分	_	_	外1	2	外1		2	
行数		計			_	_	外1	2	外1		2	
履件	通告不愿	員行に	よる	告 発	_	_		_			_	
行	通告後	公 訴	斥権 ?	肖滅	_	_		_			_	
11	通	<u> </u>	履	行	_	_	外1	2	外1		2	
等数		計			_	_	外1	2	外1		2	
本 年	度末履	行才	未 済 作	牛 数	_	_		_			_	
					千円	千円		千円			千円	
通告	· 履 行 罰	科金	全相 🗎	当 額	_	_	外120	120	外120		200	

X						石			油		税		
		分		ほ	脱	犯	利	失	序	犯		計	
						件				件			件
要件	前年度からの	繰越履行未	斉			_				_			_
履	通告	処	÷			_				_			_
行数	l	Ħ				_				_			_
履件	通告不履行	による告答	Ě			_				_			_
行	通告後公	訴権消	或			_				_			_
11	通告	履	亍			_				_			_
等数	l	Ħ				_				_			_
本 年	度末履行	未済件	汝			_				_			_
						千円				千円			千円
通告	育履 行 罰 科	金相当	頂			_				_			_

調査期間:平成12年4月1日から平成13年3月31日

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

				免				 午			 者		
区	分	酒	類 製 造	者	酒母	、もろみ製			類卸売業	者		類小売業	者
		件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額
		件	l	千円	件	l	千円	件	ℓ	千円	件	l	千円
第	54 条	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
第	55 条	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
第56条第	1 項第 1 号	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
"	第2号	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
"	第3号	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
"	第4号	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
"	第5号	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
"	第6号	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
"	第7号	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
第	58 条	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
第	59 条	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
第	60 条	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
合	計	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	–
犯則者が判	明しないもの	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_

調査期間:平成12年4月1日から平成13年3月31日

(注)「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

	揮	発	油	税	石	ì	油	ガ	ス	税	
ほ	脱犯	秩序	犯	計	ほ脱っ	犯	秩	序	犯	計	区 分
	件		件	件	,	件			件	14	‡
	_		_	_		_			-	-	- 前年度からの繰越履行未済 要件
	_		_	_		_			-	-	- 通 告 処 分 履
	_		_	_		_			-	-	- 計
	_		_	_		_			-	-	- 通告不履行による告発 履件
	_		_	_		_			-	-	一通告後公訴権消滅
	_		_	_		_			-	-	- 通 告 履 行 1]
	_		_	_		_			-	-	- 計
	_		_	_		_			-	-	- 本年度末履行未済件数
	千円		千円	千円	千	円		Ŧ	-円	千F]
	_		_	_		_			_	_	通告履行罰科金相当額

た	ばこ	税	合	計	区分	
ほ脱犯	秩 序 犯	計	Ti	ĒΙ	丛 分	
件	件	件		件		
_	_	_	*	_	前年度からの繰越履行未済 要何	件
_	_	_	※ 外1	2	通 告 処 分 履	
_	_	_	外 1	2	計計行業	数
_	_	_	*	_	通告不履行による告発 履作	件
_	_	_	*	_	通告後公訴権消滅行	
_	_	_	※ 外1	2	通 告 履 行 11	
_	_	_	外 1	2	計計等	数
_	_	_	*	_	本年度末履行未済件数	数
千円	千円	千円		千円		
	_	_	※ 外120	200	通告履行罰科金相当額	額

非	免 許	者		計		左の計のうち 密輸入酒類に係るもの			
件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	
件	ℓ	千円	件	l	千円	件	l	千円	
_	_	_	_	_	_	_	_	_	
— 外 1	_	_	外1	_	_	_	_	_	
2	458,253	_	2	458, 253	_	_	_	_	
-	_	_	_	_	_	_	_	_	
-	_	_	_	_	_	_	_	_	
-	_	_	_	_	_	_	_	_	
_	_	_	_	_	_	_	_	_	
_	_	_	_	_	_	_	_	_	
_	_	_	_	_	_	_	_	_	
_	_	_	_	_	_	_	_	_	
_	_	_	_	_	_	_	_	_	
— 外1	_	_	— 外1	_	_	_	_	_	
2	458, 253	_	2	458, 253	_	–	_	_	
	_	_	_	_	_	_	_		

- (注) ((1)~(5) 共通)
- 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件と して掲げた。
- 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適 用した犯則事件について、主たる者以外の者及び 行為者の件数並びにそれに対応する金額である。
- 3 (外) 書は、2以上の違反条項に該当する犯則 事件について、主たる条項以外の条項に該当する 件数を示す。